



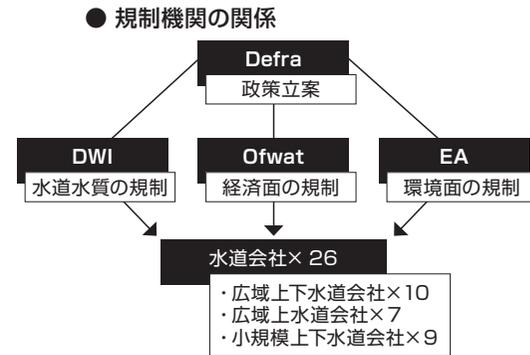
水道の小売自由化がスタート 30年で数千億円の経済効果を期待

念でできるようになる（流域管理の所管は後述する国家河川管理局に移転）。なお、この時、水道事業の売却を容易にするため、政府は水管理局が抱えている借金7425億円（1ポンド＝150円で換算）を帳消しにし、さらに一度限りの公的資金注入として2250億円を助成している。

□2 規制機関の創設
同じ頃、民営化に伴う規制強化のため、三つの規制機関が誕生。一つ目が国家河川管理局、のちの環境庁（EA）で、河川を含む環境関連の規制を行う。二つ目が飲料水検査機関であるDWI。水道水質の監視を行う。三つ目が経済面の規制機関であるOfwatで、各水道会社が徴収できる水道料金の上限を、各社の事業計画にもとづき5年ごとに評価、認可する。現在、これら3機関が、89年に民営化された水道会社と、それ以前から存在した民営水道を含む水道会社すべてを規制している。なお、上下水道に関する政策立案、法案作成は、環境・食料・農村地域省（Defra）が行う。

現在、イングランド及びウェールズには26の水道会社がある。内訳は、水管理局の後身の上下水道会社10社（「広域上下水道会社」）、かつて上水道事業のみ行っていた民営水道が統合してできた水道会社7社（「広域上水道会社」）、また、89年以降新たに参入した規模の小さな上下水道会社9社（「小規模上下水道会社」）である。各社は、91年制定の水産業法にもとづき、Defra大臣またはOfwat長官から水道事業者に任命されている。規制機関の関係を図に示す。

□3 小売事業の完全自由化
2014年には新たな水法が成立。業務用顧客を対象に、料金徴収やメーター検針などの顧客対応業務全般を、水道会社の業務から切り離すことが決まった。代わってこれら顧客対応業務を行いたい企業が、小売市場に自由に参加できるようになった。複数の小売業者の中から契約先を自由に選ぶ権利を顧客に与えることで、地域独占だった小売市場に競争原理を導入し、顧客サービス全体の



イ
ングランド及びウェールズの人口は約4500万人、面積15万平方キロ。北部のスコット

●公益財団法人
水道技術研究センター
専務理事
あん どう しげる
安藤 茂

●同センター
総務部主任研究員
たか はし く に ひさ
高橋 邦尚

質を向上させる狙いがある（ただし、ウェールズは経済効果の不透明さを理由に適用を留保したため、対象はイングランドを主な事業区域とする水道会社のみ）。小売の完全自由化が始まったのは2017年4月。それ以前も一定の年間使用水量を満たす3万弱の顧客は小売業者を選べたが、今回はイングランドの120万の業務用顧客すべてが対象である。現在、31の小売水道会社が参入中。外部識者が積算した向こう30年間の経済効果は約3750億円にのぼる。例えば、全国に店舗をもつ小売店などでは、これまで店舗ごとに各地域の水道会社から別々に料金が請求されていたが、自由化により、全店舗が単一の小売会社により、請求書が一本化される。そのために、請求書が一本化される。そのため、料金徴収にかかる手間を、顧客側、請求側ともに大きく省くことが可能になる。また、水道に先立ち、ガス、電気などの小売は既に自由化されていることから、今後、水道に加入、電気やガス、さらにインターネット接続サービスまでも扱

トランド、西側の北アイルランドとともに、英国を構成する。

□1 上下水道事業の民営化
イングランド及びウェールズの上下水道事業は、1989年に民営化された。ひと口に民営化といっても、事業の部分委託、包括委託、株式の民間保有など、さまざまな形態がある。しかし、当該地域の民営化は、民間会社がインフラを所有し、取水から配水、下水の収集から排水までの事業をすべて行うという意味で、考えうる限り最も完全な形態の民営化である。

民営化までには紆余曲折があった。第二次大戦後まもないイングランドとウェールズには、約1000の上水道事業者、1400の下水道事業者がいた。大部分は地方公共団体の営む公営水道、民営水道はごく一部。事業の効率を高めるため、73年に水法が成立。公営水道や河川管理当局がまとめて統合され、全部で10の広域水管理局に生まれ変わる。各管理局の管轄区域は河川の流域をもとに決められ、その所管業務は、上下水道事業に流域管理などを加えた

う、「スーパー小売会社」の誕生も期待されている。

当初、経済効果が小さいという理由で家庭用顧客は対象外だったが、同じ仕組みを一般家庭に適用した場合の費用便益を、2016年にOfwatが試算。四つの適用シナリオのうち、30年間の経済効果が最も低いものでマイナス2100億円、最も高いものはプラス4350億円になるとしたことから、政府は現在、2200万にのぼる家庭用顧客の小売自由化も検討している。

広範なものだった。水法が対象としたのは公営水道のみで、一部存在した民営水道（上水道事業のみ行う）はそのまま残された。

財
政面でも変化があった。73年以前の水道事業は、少なからず中央政府からの補助金にも頼りながら運用されていた。しかし、水法により水管理局に事業コストの回収が義務づけられたため、以降、中央政府からの借入と料金収入にもとづく事業運営が行われるようになる。その一方、水道への投資と運用だけでなく、河川の汚染監視などまでこなさなければならぬ水管理局は、財政的に徐々に疲弊していく。

水道事業に財政面でテコ入れしたいが、公的資金の投入は避けたい。結果、当時のサッチャー政権が推進していた電気、ガスの民営化の波に乗り、水道事業の民営化が決定。89年の水法にもとづき、10の水管理局すべてが売却・民営化された。これにより、市場からの資金調達が可能になっただけでなく、水道事業者の所管業務から流域管理などが切り離され、水道事業に専

出典

1. Ofwat. "Water sector overview." <https://www.ofwat.gov.uk/regulated-companies/ofwat-industry-overview/>
2. Ofwat. "Licences and licensees." <https://www.ofwat.gov.uk/regulated-companies/ofwat-industry-overview/licences/>
3. Ofwat. "Costs and benefits of introducing competition to residential customers in England - summary of findings." <https://www.ofwat.gov.uk/wp-content/uploads/2016/09/RRR-final-summary-19-Sept.pdf>
4. Unesco. "From Conflict to Co-operation in International Water Resources Management: Challenges and Opportunities." <http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001354/135494e.pdf>
5. UK Parliament. "Increasing competition in the water industry." <http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7259/CBP-7259.pdf>